

第17回教育委員会会議

1 日時 令和4年10月25日（火） 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員（ウェブ会議の方法により参加）
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
三木 信夫	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
川本 祥生	総務部長
上原 進	学校環境整備担当部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
本 教宏	第1教育ブロック担当部長
松田 淳至	学校力支援担当部長
村川 智和	総務課長
花月 良祐	学事課長
武井 宏蔵	施設整備課長
中野下 豪紀	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員給与・厚生担当課長
中道 篤史	初等・中学校教育担当課長

東川 英俊 保健体育担当課長

小花 浩文 首席指導主事

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名

(3) 案件

議案第93号 令和5年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）について

議案第94号 市会提出予定案件（その27）（茨田中学校建設工事請負契約締結）

議案第95号 市会提出予定案件（その28）（聖和小学校建設工事請負契約締結）

議案第96号 市会提出予定案件（その29）（北中島小学校建設工事請負契約締結）

議案第97号 市会提出予定案件（その30）（三津屋小学校建設工事請負契約締結）

議案第98号 市会提出予定案件（その31）（都島中学校建設工事請負契約の一部変更）

議案第99号 第47回学校医等永年勤続者表彰について

議案第100号 第74回市立校園職員児童生徒表彰について

議案第101号 令和4年度教育功労者表彰について

議案第102号 令和5年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について

議案第103号 職員の人事について

議案第104号 職員の人事について

報告第36号 学校選択制にかかる検証中間まとめ(案)について

報告第37号 令和4年度給与改定について

報告第38号 職員の人事について

協議題第16号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について

協議題第17号 特別免許状を活用した教員採用選考の実施について

なお、協議題第16号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第93号から第104号、報告第37号、第38号、及び協議題第17号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第36号「学校選択制にかかる検証中間まとめ（案）について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、本年6月の教育委員会会議にて報告した、学校選択制の検証において、中間まとめを作成したので報告するものである。なお、検証の取りまとめについては年度末を予定しており、今後とも様々なデータを基に分析をより深化させていくなど、子どもたちの最善の利益を図るため、より良い制度となるよう、引き続き検証作業を行うこととしている。1項目「経過と現状」、2項目「制度検証の趣旨目的」、3項目「検証の対象・組織・進め方」、4項目「9つの視点の状況」、その他「有識者の意見・分析協力など」の構成となっている。まず、国において、平成15年に規則改正が行われ、学校選択制が規定された。本市では、保護者や市民の意見を広く聴いて判断すべきとして、平成24年にPTA代表、社会福祉協議会代表、学識経験者、公募委員、教育委員代表、区長代表、小中学校の校長会の代表からなる熟議において、子どもや保護者の意向に応え、学校教育の活性化を図る観点から議論された。また、同年5月には教育行政基本条例、7月には学校活性化条例が可決された。

このような状況を踏まえ、大阪の教育力の向上・充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した就学制度の改善を図る必要があるとの結論に達し、学校選択制と指定外就学の基準の拡大を内容とする「就学制度の改善について」を10月に取りまとめたところである。その後、制度構築や周知を経て、平成26年度の入学から、小学校では6区、中学校では12区において開始し、順次拡大し、今般、より良い制度とするために検証を行うこととした。

利用状況について補足すると、平成26年度から実施をして、令和3年度までのデータの

合計のところを見ると、当初、導入当時は大体5%の利用率だったが、現在は10%となっている。

制度検証の目的、進め方に関して、視点1「学校選択制の満足度の検証状況」について、「学校選択制度が良い制度だと思うか」とのアンケート結果は、小・中学生の保護者とも全体として約7割の方が「良い制度だと思う」と回答いただき、通学区域外の学校を選択された方では約9割の方が「良い制度だと思う」との回答だった。「どちらでもない」は約2割、「良い制度とは思わない」が約1割となっている。以上のことから、制度そのものについては肯定的に受け止められていると考えている。視点2「意見を述べ、学校を選ぶことができるか」について、学校選択制は指定校変更制度とは異なり、就学校を指定する前に理由を問わず学校選択が可能な制度設計となっている。アンケート結果では、小中学生の保護者とも約6割の方が「できている」との回答であった。「できていない」と回答いただいた方の意見としては、「抽選で落ちた」、「わからない」と答えた方は、「意見を述べる場がなかった」とのことであった。視点3「学校教育への関心」についての検証で「深い関心を持つようになったと思う」と回答された方は、小中学生の保護者とも約6割となっている。一方で、「思わない」との回答は、小学校の保護者で約1割、中学校の保護者で約2割となっている。保護者の意見としては、「学校選択制の独自の取組である学校案内の資料などによって学校選択を考えた」との回答が多くあった。学校側の実感としても、学校選択制独自の取組である学校説明会への参加が増加しただけではなく、熱心に質問される保護者が増えているとのことである。視点4「特色ある学校づくりが進んだか」について、通学区域内に通学している中学生の保護者約3割、通学区域外の学校に通学している中学生の保護者の約5割の方が「進んだと思う」との回答であった。一方で、学校側の意見としては、「どちらでもない」が約6割となっており、学校選択制に関わらず、各学校で様々な取組がされていると自由記述にもあることからこのような回答結果になったと思われる。視点5「開かれた学校づくりが進んだか」について、「学校における保護者や地域住民の参加が進むような取組が充実してきたか」という観点で検証を行った。通学区域内に通学している中学生の保護者約3割、通学区域外に通学している中学生の保護者で約4割の方が「取組が充実してきたと思う」との回答であった。学校側は「どちらでもない」が約5～6割となっており、先ほどの特色ある学校づくりの取組と同様に、学校選択制に関係なく、開かれた学校づくりの取組を行っているとの認識である。また、情報発信という観点では、学校のホームページの更新回数が増え、閲覧者数も増加し、相乗効果により開

かれた学校づくりが進んでいる状況と認識している。視点6「通学の安全」について、「課題が生じている」と回答した保護者は、小学校の保護者全体で約2.4割、中学校の保護者全体で約1割となっている。なお、通学区域外と通学区域内であまり差は見られない状況であった。通学区域内の学校を選択している保護者においても、「課題がある」との回答が約2.4割あり、通学の安全性については保護者の注目が高いと考えられる。小学校入学において、通学区域外の学校を選択された方の約5割が自宅から学校までが近いことを理由としていることから、一部、学校選択制が通学の安全の確保にもつながっているとも考えられる。一方、学校としては課題があるとの回答が小学校で6割、中学校で4割あり、通学路の安全の観点で保護者との相違が見られる。視点7「学校と地域、保護者との連携に課題が生じていないか」について、「悪くなった」と答えた学校、地域団体は1割、「変わらない」との回答は小中学校ともに8割、地域団体は6割となっている。視点8「風評等による選択がなされていないか」について、小中学生の保護者ともに「されていると思う」、「されていないとは思わない」、「わからない」がそれぞれ約3割で意見が分かれている状況である。選択する際の情報については、学校案内、学校説明会、ホームページが上位を占めている。学校側としては、「影響がある」との回答は1～1.5割、「影響がない」は3～4割、「わからない」は4.5割といった状況であった。学校による正しい情報発信は、事実と異なる風評による学校選択を防止する効果があるため、仮に学校が抱えている課題であったとしても、課題解決に向けた取組を行い、情報発信していくことが重要だと考えている。また、忌避意識をもって学校を選ぶことはあってはならないことであり、事実と異なる風評や偏見等で学校選択に影響がないよう、学校において啓発文書を掲載するなどの活動を積極的に行う必要があると考えている。視点9「児童生徒の増減で教育的課題が生じていないか」について、小中学校ともに「増による課題がある」は約2～2.5割、「減による課題がある」は約1～2割となっている。児童生徒の増減を分析したところ、適正規模の学校の増減率は少なく、小規模ほど減少率が高い傾向が見られた。続いて、有識者として検証に参加いただいている大阪教育大学の森田教授のご意見について、概ね満足度については、全体として支持される制度になっているように見受けられるといった、肯定的な意見である。一方、通学の安全について何らかの取組が求められていると言えるということで、学校との認識のずれが生じているのであれば、引き続き検証が必要であるというご意見をいただいている。風評等による選択についても、現状では満足のいく形になっていない可能性が示唆されるとのことであり、引き続きの検証が必要であると考えている。教育的な課

題について、教職員の負担増等の新たな課題を投げかけている可能性があるとのことで、引き続きの検証が必要とのご意見をいただいた。また、分析協力をいただいた桃山学院大学の中西准教授には、今後分析協力とともにご意見を掲載する予定としている。検証については引き続き検証作業を進め、取りまとめについては年度末の教育委員会会議で報告することとしている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 この検証というのは大事だというふうに思いますが、どこに力点を置いて検証をするかということ、少し明確にさせていただいた方がいいのかなと思います。例えば、目次のところで9つの視点と書いていますが、今回のアンケートで見ると、学校教育への関心は確かにこういう制度を入れて高まったということですが、特色ある学校づくり、開かれた学校づくりは、学校選択制度のみの点で、なかなか判断できないということです。要は、この中で数字的に見えるのが、校区内の児童生徒で校区外に行った人の割合が、5%から10%ぐらいになっているということですが、教育委員会としてこれをさらに10%から15%というふうに推し進めるという考え方でいくのか、結果論なのでそういうことではありませんという考え方でいくのか。こういった学校選択制を入れたことによって、児童、特に保護者の学校への関心度が高まったというような点で見るのか、そういう面では、何を具体的に検証するのかをはっきりしてもらいたいと思います。例えば、この中でも、5%から10%に上がったのはいいことなのか、悪いことなのか。5%のままだったら、やっぱりこの制度が悪かったのかと。10%になったからいいのかと。そういう見方でいくのかどうかというような、この選択制度の中でどういうことに力点を置いて、議論して、検証していくのかということをはっきりしてもらいたい。これは中間報告で、アンケートの結果はよく分析されていますが、ワーキングで今色々やっておられることもあるので、結果的にどういう視点でこの学校選択制というものを評価していくのかということ、その中で少し議論を進めていただければありがたいと思います。

【川本総務部長】 ありがとうございます。視点としましては、確かに高まってきてはいますが、今は増やそうという感じではなく、元々、この制度を入れることでどういった効果が期待されるのかという議論の中で、やっぱり選ぶことが大事ということで条例にも規定され、学校選択制を入れましたけれども、やっぱり大阪市としては校区を残した上で、学校自体を活性化する方向で制度導入したというところがありますので、その期待

する内容になっているかどうかという視点で検証作業を進めておりますが、その中で問題が出てくるようでしたら、それは改善しなければならないと考えております。

【大竹委員】 校区外を希望したけれど抽選で外れたという人には不満が残る話なので、そういう点を少し改善していこうと思うのか、そうではなくて、ある程度的人数で制限しているので、そういったものだと思うのか、どういう視点で切り込むかによって、今後の方向というのは色々議論が出てくると思います。これは色々な立場の人がいるはずで、学校が自校を選んでもらえるように非常に努力したということをいいと言う人もいますし、校区外の学校に行けるということで、そこに価値を見出す人もいます。この視点というのはその通りなんだけれども、どこに重点を置くかによって、改善の方向が変わってくるのかなという気がしています。この視点から見るといいんだけれども、別の視点から見ると別の改善策もあるということがあるので、中間報告としてはいいとは思いますが、最終取りまとめの時には、ぜひそういったような面での検討をお願いできればと思います。

【川本総務部長】 承知いたしました。

【平井委員】 設問の立て方は、バイアスがかからないようにした方がよいと思います。視点の8に風評というのがありますが、見せ方によってかなり変わってきます。より客観性を持たせることが重要だと思います。

【森末委員】 特に視点9の、児童生徒数の増減による教育的課題が、これをどう解消するかというのが一番求められるところだと思うのですが、人が増える方については、これは1クラス分を上限とするということですね。

【川本総務部長】 はい。

【森末委員】 ただ、受け入れる側の問題としては、建物の許容量の問題と、あと教員の許容量の問題の2つがあるんですね。建物については、これはどうしようもなく、増築すると非常に予算がかかるし、まあこれはしないという前提です。教員の方は、1クラス増えたらその分加配ということになるのでしょうか。

【川本総務部長】 増員されます。

【森末委員】 ですよ。ということは、問題は建物の許容量がどこまでかという話で、まあ1学級分としていますが、逆に言えば、建物については更に余地のある学校があるかもしれないですね。2クラス分でもいいところもあるし、逆に、もう1クラスも難しいという学校もあると思われるので、その辺りは一律で実施していますが、学校ごとに

違うのではないかという疑問があるので、ちょっと考えていただいた方がいいかと思います。もう1つは減る方の問題ですよね。減る方の問題は、特に制限は何もないんですか。

【川本総務部長】 減る方は制限がありません。

【森末委員】 そうすると、小規模校ほどまた減るといった傾向が出るということもあるかもしれませんので、そこをどう考えるという問題があります。結果として統廃合だという話になるかもしれませんが、そこをどうするのかっていうことを、この検証の後に考えていかないといけないなということがあります。

【栗林委員】 今回のこの検証のあり方というのは、私は全体として適切だというふうに考えております。戦後の学校教育というのは、小学校6年、中学校3年というような形で義務教育を行ってきましたが、外国で行っている教育と比べると、課題が増えてきていて、見直す段階にきていると思います。地域ごとの対応や、小中一貫校や、あるいは、現在の法律の中での義務教育学校であるとか、子どもたちのためにどうしていったら教育がより充実するんだろうかという観点での点検は、引き続き必要になってくると考えておりますので、中間的な段階としては、様々な観点から検討するというようなことは、必要であると言えると思います。検討して、こういう見方もあるからといって、すぐそれに沿って全部変えていきますというような話には、当然ならないわけですが、国全体としてこうした問題を考えていくためには、大阪市がこうした取組を検証して、そのポイントを提示していくことは、将来に向けて意義のあることじゃないか。私はそういうふうに受け取っています。

【多田教育長】 ありがとうございます。今日も様々な観点からご意見も頂戴しましたので、それを踏まえて、またワーキングの中で議論をして、作業を進めていただきたいと思います。

議案第93号「令和5年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくウォッチ）について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

9月27日の教育委員会会議において、令和4年度の実施状況についてご協議いただいた。本日は、令和5年度の大阪府新学力テストへの参加についてご審議いただきたい。現時点で府内の全市町村が次年度も参加の意向を示していることや、本テストは大阪府の状況を指標として、学力を客観的に把握することができることから、子どもたちの最善の利益に

資すると判断し、本市においても引き続き、参加することをご提案する。令和５年度、大阪府新学力テストの概要について、今年度との変更点を中心に説明する。実施時期は、令和５年４月17日月曜日から４月25日火曜日の約１週間の期間で、今年度同様、学校の実情に応じて実施日を決定することができる。なお、令和５年度の全国学力・学習状況調査の実施日は４月18日火曜日の予定である。実施内容としては、５年生は国語、算数、理科各20分に、教科横断型問題40分とアンケートを20分程度。６年生は、次年度全国学力・学習状況調査では理科が実施されないことから、大阪府のテストで理科を実施し、時間は20分である。あわせて今年度同様、教科横断型問題40分、アンケート20分程度で実施される。なお、教科横断型問題の調査時間については、前回の教育委員会会議において、時間が足らなかった児童が一定数いることを本市の分析結果よりご説明した。実施要領では40分とされているが、今年度同様、令和５年度も調査時間を10分延長できるのであれば、本市一律で調査時間を最長時間で設定し、児童が最後まで問題に取り組めるよう配慮する。また、令和５年度より、児童アンケートは学習者用端末等を活用したオンラインによる回答方式に変更される予定である。次に、前回の教育委員会会議で教育委員の皆様からいただいた主なご意見について、まず１点目として、教科横断型問題等の調査結果の効果的な活用について、平井委員より、調査結果を活用してスクールアドバイザーや指導主事によるOJT型の研修が大切であること、また教科横断型問題は適性型の学力であるので、特定の教科ではなく探究的な学習を研究して、大阪府教育庁と協議した方が良いとのご意見をいただいた。２点目として、採点基準について、大竹委員より、採点は企業がしているのでブラックボックスになっている。サンプルでも良いので、教員の採点基準との検証が必要ではないかとのご意見をいただいた。３点目として、実施日による公平性について、森末委員より、実施日が異なることで、例えば実施日が後ろの方が有利など不公平は生じていないか、大阪府教育庁に確認してほしいとのご意見をいただいた。これらのご意見について、大阪府教育庁と協議や事務局内部での分析、検証した内容をご説明する。１点目の教科横断型問題等の調査結果の効果的な活用については、本市の学力向上の取組への検証改善サイクルの中で、次の２点の取組を進めていく。１点目は、学力向上授業研修である。全国学力・学習状況調査や本テストの結果から明らかになった課題と成果を踏まえた指導法の改善についての研修会を通して、教員の授業力の向上に活用していく。今年度は11月から各校1名、悉皆での実施を予定している。２点目は、指導主事やスクールアドバイザーから構成される支援チームによる学校訪問である。学校訪問を通して、３つの柱として整理された

資質能力を各教科においてバランスよく育成できるよう、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を行っていく。その際、大阪府教育庁から提供されている結果データや参考資料も活用し、各校において指導助言を行う。本市における今後の方向性としては、本テストにおける教科横断型問題の結果等を効果的に活用し、本市としての探究的な学習の研究を進めていくとともに、大阪府教育庁と引き続き、連携協議を進めていく。ご意見の2点目の採点基準について、採点者によって違いがあるかをサンプリング調査した。本市教員8名に採点基準と答案を提示して実際に採点を行ってもらった。委託業者が採点した、星3つのキラキラと、星3つの答案については、どちらも正答であり、より素晴らしい回答を星3つのキラキラとしているが、明確な基準は示されておらず、図のように本市教員による採点に若干ばらつきが見られた。また、資料右上の準正答を意味する星2つの答案についても、採点基準は示されているものの、こちらも若干のばらつきが見られた。大阪府教育庁に確認したところ、採点基準に関しては、府庁内での検討、委託業者を交えての検討、ワーキングでの検討、複数回の協議を重ねてきており、調査実施後に大阪府教育庁の方で抽出した答案の試行採点を行い、委託業者と府庁の担当指導主事が採点基準等について協議を行ってきたとのことである。今後も教員の授業改善に活用できるよう、さらなる採点基準の精査を進めていくとの回答を得ている。ご意見の3点目の実施日による公平性については、本テストを受けた全児童の正答率、5年生は国語、算数、理科、教科横断型問題の合計、6年生は教科横断型問題の正答率、これと実施日との相関関係と正答率の分布の状況を示している。分析の結果から、実施日による影響、不公平はなかったと推察できる。大阪府教育庁にも聴き取りを行ったが、各学校が実施日を決定できることによる調査結果への影響は聞いていないとのことであった。以上が教育委員の皆様からいただいていたご意見を踏まえた、大阪府教育庁との協議や事務局内部での分析結果である。参加する理由について、只今ご説明させていただいたとおり、教育委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえた内部での分析検証の結果や、各市町村と連携を図りながら、より良いすくすくウォッチになるよう検討していくとの大阪府教育庁の回答などを踏まえると、まだまだ改善の余地はあるものの、それ以上に教育効果があり、本テストへの参加は本市児童の利益に資すると考えている。また、教育振興基本計画において、誰一人取り残さない学力の向上を掲げ、読解力、言語能力、理数能力、論理的思考力、情報活用能力等、学習の基盤となる資質能力を育成していくこととしており、教育振興基本計画に沿って取組を進めていくとともに、本市の学力向上の取組への検証改善サイクルの一環として、本テストに

参加し、全ての子どもたちが社会を生き抜くための基礎となる学力を身につけることを目指してまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 本テストについては、実際に子どもから手元に戻ってきましたが、私が思っているよりも、フィードバックが丁寧でわかりやすかったというのが正直な感想でございます。採点が数値で出るのではなくて、先ほど説明がありました、星が1個、2個、3個とか、キラキラというような形で、そして、強みといったところに焦点を当ててもらっているのです、そんな否定的な意見もなく、子どもも見やすかった、悪い気がしなかったんじゃないかなと感じております。すくすくウォッチは4月で、大阪市が独自でしている経年調査が12月でしたよね。

【福山指導部長】 そうです。

【異委員】 4月とそして12月という、1年間を通した改善につながる、いいタイミングに経年調査があると思います。ですので、ぜひすくすくウォッチと経年調査との連携と言いますか、検証という意味でも、経年調査の終了後に、教育効果があったのか、あとは質問項目も一度精査していただいて、4月からどのように移り変わったのかっていうような検証も経年調査ではできると思いますので、その辺りの連携をお願いします。参加すれば、前年度との比較分析もできると思います。現場の先生方は比較・分析という意味では、負担が増えてしまって、より忙しくなってしまうのかとも思うんですが、より教育効果があるということだと思いますので、その辺りの支援も含めて検討いただければと思います。

【福山指導部長】 ありがとうございます。ご指摘にありましたように、すくすくウォッチと経年調査を年2回することで、PDCAサイクルを回して、細かいスパンで授業改善に取り組んでいくというのも1つの目的かと思いますので、今いただいたご意見を踏まえ、指導主事やスクールアドバイザーの学校訪問を通して分析、そして授業改善につなげていきたいと思います。

【森末委員】 教科横断型問題の時間が40分で、10分延長できるという話がありますよね。大阪市は実際にはほとんど50分にしているのでしょうか。

【福山指導部長】 今年度は、大阪市は全ての学校で50分で取り組みました。

【森末委員】 そうですか。府下の学校は40分で実施しているところもあるんですか。

【福山指導部長】 確認はしておりませんが、学校ごとに決めているのではないかと
思っています。

【森末委員】 大阪市の内部で比較をするのであれば、50分なら50分で統一した方が
いいと思います。結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第94号「市会提出予定案件（その27）」から、議案第98号「市会提出予定案件（その
31）」を一括して上程。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第94号から第97号については、いずれも校舎建設工事請負契約の締結に係るもので、
予定価格が6億円を超えるため、また、議案第98号については、校舎建設工事請負契約を
一部変更し、変更後の契約予定価格が当初契約価格の2割を超えるため、今後、市会での
審議を経る必要があるものである。議案第94号について、鶴見区の茨田中学校で、老朽化
に伴い、昭和35年から40年に建てられた校舎を建て替えるものである。5階建ての校舎1
棟の建設等について、株式会社旭工建と契約金額13億9,370万円で契約したい。現況の配置
図の網掛け部分の校舎を解体して、工事完了時の配置図で校舎棟と書かれた部分に新しい
校舎を建設する。次に、議案第95号について、天王寺区の聖和小学校で児童数が増加して
おり、教室数が不足する見込みであるため、同敷地内に校舎を増築し、普通教室等を確保
する。4階建ての校舎1棟の建設等について、株式会社中道組と契約金額5億9,400万円で
契約したい。工事完了時の配置図で、下の斜線部分、東校舎棟と書かれた所に新しい校舎
を建設する。次に、議案第96号について、淀川区の北中島小学校で、老朽化に伴い、昭和
41年から42年に建てられた校舎を建て替えるものである。4階建ての校舎1棟の建設等
について、栗本建設工業株式会社と契約金額7億7,110万円で契約したい。現況配置図の網掛
けの部分の校舎を解体して、工事完了時の配置部で右寄りの斜線部分、東校舎棟と書かれ
た所に校舎を建設する。次に、議案第97号について、淀川区の三津屋小学校で、老朽化に
伴い、昭和40年から50年に建てられた校舎を建て替える。6階建ての校舎1棟及び1階建
ての校舎1棟の建設等について、株式会社森長工務店と契約金額15億1,800万円で契約し
たい。現況配置図の網掛け部分の校舎と屋外プールを解体して、工事完了時の配置図で右
寄りの斜線部分、東校舎棟及び給食室棟と書かれた所に、屋上プール付きの校舎を建設す

る。議案第98号について、都島区の都島中学校で、老朽化に伴い、昭和35年から36年に建てられた校舎を建て替えるため、当初、令和3年2月に矢野建設株式会社と契約金額7億8,210万円、工期は令和5年7月31日までに工事請負契約を締結した。令和4年6月には、既存の杭が継ぎ杭であったために、その撤去のために契約を一部変更し、現在の契約金額は9億3,355万円となっている。その後、杭の撤去に時間を要したため、工期に3カ月の遅れが生じる見込みとなったが、教育活動への工事の影響などを勘案し、早期に良好な教育環境を確保するため、内装工事の工法を塗装から化粧ボード張り等に変更することによって、工期を最小限の遅れに留めたい。変更後の契約金額は、9億4,257万円、工期は令和5年8月31日である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 1点確認ですが、今回の中で老朽化と言われているものについて、確か以前に学校施設マネジメント基本計画を説明いただいた時に、築40年で長寿命化改修をして、さらに延命を図るというような話がありました。今回のものは、要は、長寿命化改修の対象である築年数を超えている校舎であるので、老朽化工事を実施する案件という理解でよろしいですか。

【上原学校環境整備担当部長】 そうでございます。

【大竹委員】 分かりました。

【栗林委員】 質問ですが、少し気になったのが、議案の第97号の、屋外プールを屋上プールにするという内容に関して、非常に大きな施設の場合、水回りで後から問題が出てくるというケースが比較的多いかと思います。この点検、それから今後の工事に向けたチェックというのはどのようにされたのでしょうか。

【上原学校環境整備担当部長】 大阪市では、校地が比較的広い学校は地上の設置型のプールですが、比較的校地が狭い学校については、校舎の上にプールを備えるということがございます。そのいずれにつきましても、きちっと構造計算した上で、マネジメント計画でも書いておりますように、一定の予防保全ということで設備系の状態監視をして、水漏れ等が発生することがないように手を入れておりますので、漏水などの影響が出ているというような事例は聞いておりません。

【栗林委員】 そういう事例はないということですね。ありがとうございます。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

協議題第16号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

本第1教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、令和元年5月以降、小学校2年生の児童が同級生の児童から複数回にわたり暴力を振るわれる、嫌な思いをする言葉を言われる等のいじめを受けた事案である。当該校において、関係児童に対し指導を行ったが、状況に改善が見られなかった。そのため、同年11月から別室指導を行ったが、結果として、関係児童は同年12月に別の小学校に転校することになった。その後、当該児童の保護者から、学校が当該児童の話を信用せず、対応してくれなかったので、当該児童が不信や不安感を抱いている旨や、当該児童が関係児童を追い出した旨の風評が広がっていること等を理由として、当該児童が不登校となった旨の訴えがなされたため、重大事態として、令和2年1月31日、市長への報告を行ったものである。保護者からは、本案件に関する管理職や教員の対応が事実に沿った対応になっておらず、事実関係の調査をしてほしいとの訴えがあり、令和2年12月14日に第1回部会が開催され、令和4年10月3日に部会長より調査報告書が手交された。報告書の内容としては、まず、いじめの認定として、調査活動中に当該児童と保護者と関係児童の保護者間の間で裁判上の和解が成立しているため、詳細に個々の認定判断を行わないとされている。なお、第三者委員会の所見としては、当該児童は小学校1年の頃から小学校2年の5月の時に、関係児童を含む複数の児童からいじめを受けており、9月頃から複数回にわたり継続的に関係児童から暴力を振るわれるようになり、嫌なことも言われるようになったとされている。このような暴力行為や不適切な言動については、教員のいない間に行われることが多く、当該児童に対するいじめを、当初、当該校は過小評価しており、速やかに調査をしておれば被害拡大を防げたのではないかとされている。その上で、いじめと不登校の因果関係としては、当該児童が受けたいじめと当初の不登校の期間との間には因果関係があると認定するものの、当該児童の不登校は関係児童が転校した後も解消されておらず、当該児童を累積30日の不登校に至らせたのは、当該児童の当該校に対する不信や不安感が主たる原因であるとされている。学校としては1学期の間、複数人数体制で見守りや朝の時間の見守りを行っていたが、2学期が始まる頃には新たなトラブルは生じていないと判断し、朝の時間の見守りをやめるようになった。その結果、その間に関係児童の当該児童

へのいじめが再開されたと考えられている。さらに、学校側は5月以来のいじめをいじめと認識しておらず、トラブルとのみ認識していたと考えられ、必要以上に関係児童に対する指導を要求してくるとか、学校が聞いたこともないいじめ行為があったと当該児童が言っていると訴えてくる、問題のある保護者であるとの認識が生じるようになったということである。そのため、学校側としては、保護者からの訴えに対して詳細な調査をせずに、なかったという判断をしてしまい、担任が家庭訪問した際、当該児童の発言から、当該児童は母親の前ではいじめ事実を訴えるが、それは思わず発言してしまっているのではないかと疑いを強めたと思われると報告書に記載されている。その後、いじめアンケートを実施したところ、学校側が知らないところで関係児童が当該児童をいじめていたという事実が明らかとなり、当該校長は当該児童の安全を守るために、関係児童を別室指導にするという提案を行ったが、それがいつまでに解消されるものなのか、どうすればその別室指導が終わるのかについて、両者の和解の道を探ることができなかった。結果として、学校側は当該児童保護者からの更なる訴えで疲弊していき、当該児童の保護者をクレーマーと見なす認識を深め、転校が決まった関係児童の最後の登校日に被害児童が欠席していたこともあり、クラスで関係児童の送別会を行ってしまった。第三者委員会からの提言としては、以下9点の指摘がなされているが、いずれも教育委員会に対してではなく、学校現場に対するものとなっており、今後、校長会など様々な場を通じて、事案の概要及び提言についての情報共有を図ってまいりたい。

次に、被害児童の保護者からの所見書に記された要望に対する回答について説明した。

質疑の概要は次のとおりである。

【栗林委員】 今のご説明のとおりだと思います。今回のことを組織として対応せず、当時の関係教員の個人的な問題として捉えて対応すべきではない。組織として、ミスがあった部分はしっかり押さえた上で対応していくということ以外はないのではないかと考えます。

議案第99号「第47回学校医等永年勤続者表彰について」を上程。

松田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校医等永年表彰については、学校医等永年勤続者表彰の要項に基づき、本市校園の学校医、学校歯科医、学校薬剤師として20年以上、校園における保健管理に関する専門的

事項に関して寄与したその功績をたたえるために、この表彰を行い、表彰状及び記念章を授与する。今年は34名該当しており、学校医は20名、学校歯科医は11名、学校薬剤師は3名である。表彰日は11月3日の文化の日で、表彰状等は校園長より授与する。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 まず、受賞者に関してはお祝い申し上げます。学校医等永年勤続者表彰については、学校での校長からの表彰ということでしたよね。

【松田学校力支援担当部長】 そうです。

【大竹委員】 表彰日は11月3日ということなんだけれども、休日なので、実際には3日以降で、校医の方が出てくる時に校長が渡すという話で伺ったのですが。

【東川保健体育担当課長】 各学校で、被表彰者である校医の方々のご都合がついた日に手交いただく形になります。

【多田教育長】 実際に勤務医の方もおられますし、学校に3日に集まっていたくことを求めているものではないということでしょうか。

【東川保健体育担当課長】 はい。それで結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第37号「令和4年度給与改定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

去る9月29日に人事委員会勧告を受け、給与改定を行うにあたり、職員団体と交渉を行っているので、その内容について報告する。令和4年度給与改定等に係る人事委員会の勧告内容要旨について、(1)月例給について、①幼稚園教員を除く本市職員は、(ア)勧告に記載のとおり、公民格差は1.93%であり、これを解消するため引き上げる必要があるとされ、(ウ)改定手法に記載のとおり、人材確保の観点から、大学卒初任給を6000円引き上げるなど、30歳代半ばまでの職員に対し重点的に配分するなどとされている。一方、②幼稚園教員については、本市が民間をやや上回っている現状であるが、年齢階層別人員構成に大きな差異があることなどから直接的な比較が難しいとされ、国における収入を引き上げる措置の実施や、他都市の状況、本市保育士など、他の給料表の改定状況、人材確保の観点なども考慮して対処する必要があるなどとされている。(2)特別給については、民間との均衡

を図るため、本市職員の年間平均支給月額月数を0.10月引き上げる必要があるなどとされている。令和4年度人事院勧告を受けての対応について、(1)月例給は、(ア)幼稚園に勤務する以外の教員に適用される給料表は②のとおり、先ほどご説明した人事院勧告を基本に改定を行うこととする。(イ)幼稚園に勤務する教員に適用される給料表も②のとおり、勧告内容を踏まえ、また、国の施策効果による年間給与の増加や、公民格差の縮小が見られることや、一方、保育士給料表は人材確保の観点から、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行うことなどから、本市職員の改定状況に準じて改定を行うこととする。(2)特別給については、こちらも勧告を基本に改定を行うこととする。今後、条例の改正案については教育委員会会議でお諮りする。

議案第100号「第74回市立校園職員児童生徒表彰について」及び、議案第101号「令和4年度教育功労者表彰について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、議案第100号について、これは本市表彰規則及び大阪市教育委員会表彰規則の2つに基づき、市長と教育委員会教育長の連名で表彰するものである。まず、1(1)職員の部、①職務精励については、本年度末をもって満60歳を迎えられ、退職となる校園長など44名である。次に、1(1)②教育実践功労については、義務教育学校生野未来学園の指導教諭1名である。次に1(1)④満25年以上、大阪市立校園に勤務したもの、いわゆる勤続25年表彰について、今回は222名である。また、1(1)⑤勤続35年表彰は172名である。1(2)児童生徒の部については、他に賞賛され、または他の模範とするに足る行為があったものについて、2グループと2名を表彰したいと考えている。

議案第101号について、本件は、大阪市教育委員会表彰規則に基づき、教育委員会教育長名で表彰するものである。(1)今年度中に満60歳となり、退職となる教頭など、(2)早期退職する校園長、を表彰することとした。表彰を受ける者は、(1)に該当する11名である。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

議案第102号「令和5年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト第2次選考合格者の決定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本選考は、令和4年3月1日の教育委員会会議でご承認いただき公表した受験案内に基づいて進めてきた。本案件は最終合格者を決定するものである。合計740人を最終合格者といたしたい。合格基準点は例年どおり、筆答と実技は平均点の5割から7割、面接は満点の5割を超えるものと設定している。今回の教員採用選考テストについては、志願者数、受験者数とも昨年度より減少した。それに対して合格者数を多くした分、競争倍率が下がっている。小学校は0.5ポイント低下をして2.4倍。中学校でも1.0ポイント減少して3.4倍となり、全体でも3.0倍と、昨年度から0.9ポイント低下している。各種選考特例による受験状況については、いずれもわずかな増減が見られた。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第17号「特別免許状を活用した教員採用選考の実施について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、4月の教育委員会会議でお諮りし、委員の皆様方からご意見をいただいた。その後、免許状の授与権者の大阪府と協議を行うとともに、複数の大学から学生の進路、就職先の選定志向などについて聴取した。これらを踏まえて、現時点で検討している、採用選考の実施内容についてご説明する。1. 募集校種、教科は、中学校数学、理科、技術としたい。2. 資格要件は、博士号取得者だけでなく、修士号取得者も対象とし、この場合は大学や研究機関などで一定の勤務期間を有していることも要件としたい。3. 選考方法は、一般選考と区別し、また教員として必要な熱意と識見を持っていることを確認するため、一次選考の筆答テストにおける択一試験を論文試験に変えて実施したい。4. その他として、現状45歳としている年齢制限の緩和を検討してまいりたい。具体的には、一般選考も特別免許状を活用した選考も、受験できる年齢を59歳以下までと緩和したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 資格要件というのは、大阪府が授与した特別免許状を持っていればそれで良しとするのではなくて、大阪市として採用する場合は、さらにこの資格要件を見るということでしょうか。

【中野下教職員人事担当課長】 任命権者である大阪市の方で、一定の要件を定めて、採用し、最後は大阪府が免許の授与を判断する形になると思います。

【平井委員】 募集する数学・理科・技術は、志願者数が少ないと聞いています。理系で博士号を取っている方を採用できる可能性も厳しいのではないのでしょうか。情報収集の意味で、大学、大学院へさらにヒアリングした方がよいと思います。大学でも教員を採用する時、博士号がなくても、博士号と同等の力があると認められた場合は、採用されます。そのような柔軟性を大阪府の方に提案したらどうでしょうか。市と府で協議するにしても、修士もしくは博士に相当すると判断する場合はいかがでしょうかというような聞き方もされることが必要だと思います。

【中野下教職員人事担当課長】 分かりました。また大阪府や大学とも、意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

【大竹委員】 博士と同等とか、修士と同等という要件を定めるのは、これはものすごく難しいと思います。博士号や修士号を持っているということを1つの基準とするしかないのではないのでしょうか。

【平井委員】 現状で考えると、博士号等と要件を限定すると人材が減少するので、それに相当する実績のある方など、可能性を拡げるよう大阪府にも提案していくべきではないでしょうか。

【忍教務部長】 今いただいた視点を踏まえて、協議をいたします。

議案第103号「職員の人事について」及び、議案第104号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第103号について、現在、指導部総括指導主事である田中秀樹を、西淀川区の香簀小中学校長に充てるというものである。次に議案第104号について、現在、指導部指導主事である亀田剛士を、住之江区の敷津浦小学校教頭に充てるというものである。以上2件について、本日承認いただければ、10月27日付けで発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第38号「職員の人事について」を上程。

川本総部長からの説明要旨は次のとおりである。

区役所における11月1日付けの兼務発令について、10月25日に人事異動の内示を行う必

要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告する。第1項として、新たに総務部教育政策課担当係長を兼務する者として、大正区役所勤務の高瀬夢未を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
